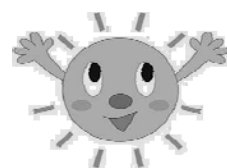




神納東地域まちづくり協議会



平成26年度

通常総会資料

日時：平成26年4月15日 午後7時

場所：上助測コミュニティセンター





市民協働のまちづくりロゴ

“パートナー”

が、芽吹き始めます

○表紙の写真紹介

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 左 | 一段目 | ピアノコンサート（奏者：山屋集落 福原玲子先生） |
| | 二段目 | 神納東ふれあい運動会 |
| | 三段目 | 花いっぱいプロジェクト（神納東小学校） |
| 右 | 上段 | 神納東まちづくり講座 |
| | 下段 | 津波避難道整備ボランティア |

次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 来賓紹介
4. 代議員及び運営委員の選出について
5. 議長の選出
6. 総会成立報告
7. 議事録署名人の選任

8. 議 事

第 1 号議案 平成 2 5 年度事業報告書及び収支決算書の承認について
・ 監査報告

第 2 号議案 会長及び副会長の承認について

第 3 号議案 監事の選出について

第 4 号議案 平成 2 6 年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認
について

9. 議長退任
10. 閉 会

代議員及び運営委員名簿 No. 1

平成26年4月1日現在

番号	役 職	氏 名	集 落	備 考
1	代議員	中 山 岳 雄	里本庄	評議委員
2	代議員	磯 部 健 善	里本庄	
3	代議員	中 山 豪	里本庄	
4	代議員	鈴 木 奈 々	里本庄	
5	代議員	磯 部 佐 和 子	里本庄	
6	代議員	木 村 賢 次	山 屋	評議委員
7	代議員	島 田 薫	山 屋	
8	代議員	斎 藤 進	山 屋	
9	代議員	斎 藤 文 子	山 屋	
10	代議員	島 田 芳 子	山 屋	
11	代議員	中 村 喜 三 男	上助渚	評議委員
12	代議員	鈴 木 和 弘	上助渚	
13	代議員	八 藤 後 清	上助渚	
14	代議員	八 藤 後 瑞 枝	上助渚	
15	代議員	鈴 木 さ わ 子	上助渚	
16	代議員	高 橋 賢 一	下助渚	評議委員
17	代議員	加 藤 芳 明	下助渚	
18	代議員	加 藤 武	下助渚	
19	代議員	加 藤 登 貴 恵	下助渚	
20	代議員	高 橋 陽 子	下助渚	
21	代議員	内 山 秋 善	志田平	評議委員
22	代議員	内 山 久 男	志田平	
23	代議員	内 山 マ サ 子	志田平	
24	代議員	内 山 一 秋	志田平	
25	代議員	木 村 晃 一	志田平	

代議員及び運営委員名簿 No. 2

平成26年4月1日現在

番号	役 職	氏 名	集 落	備 考
26	代議員	天 井 文	七 湊	評議委員
27	代議員	平 山 和 憲	七 湊	
28	代議員	木 村 晃	七 湊	
29	代議員	佐 藤 礼 子	七 湊	
30	代議員	渡 辺 智 美	七 湊	

番号	役 職	氏 名	集 落	備 考
1	運営委員	八 藤 後 敬 一	上助湊	
2	運営委員	磯 部 久 人	里本庄	
3	運営委員	中 山 忠 勝	里本庄	
4	運営委員	木 村 勇 次	山 屋	
5	運営委員	木 村 拡 希	山 屋	
6	運営委員	鈴 木 禎 明	上助湊	
7	運営委員	横 山 房 夫	下助湊	
8	運営委員	横 山 光 治	下助湊	
9	運営委員	内 山 雅 博	志田平	
10	運営委員	内 山 英 司	志田平	
11	運営委員	天 井 貞 夫	七 湊	
12	運営委員	木 村 亮 一	七 湊	

（敬称略）

第 1 号議案

平成 2 5 年度事業報告書及び収支決算書の承認について

平成 2 5 年度の事業報告書及び収支決算書について、別紙のとおり承認を求めます。

平成 2 6 年 4 月 1 5 日提出

平成 2 6 年 4 月 1 5 日承認

平成25年度 事業報告書

神納東地域まちづくり協議会

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等	
1 環境保全 及び改善	(1)花いっぱいプロジェクト					
	①花いっぱいプロジェクトの推進	4月28日 6月2日 8月24日	延べ 140人	・平成24年度神納東小学校に植えた花の草取りを行った。チラシによる住民参加の草取りが1回。地域の老人クラブで実施した草取りが2回。	・地域住民による植栽場所の管理と生活環境に対する意識醸成が図られた。適切な管理を継続する必要がある。	
	②花いっぱいサポーター	4月24日	30人	・地域住民が公共用地等で、自主的に行う花の植栽、管理に対し、必要経費を助成した。 ・上助漕ふれあい茶の間で、上助漕コミュニティセンターに花を植え、管理した。	・今年度の申請は、1件に留まり、課題が残った。今後、事業継続も含め、検討を要する。	
2 ふるさと 活動支援	(1)集落活動支援(定額支援)					
	①集落活動支援 (定額支援)	4～3月	全世帯	里本庄	・炭焼き技術を継承するため、技術研修をおこなった。ナラ材の購入。	・炭焼きを実践し、炭焼き技術の伝承に取り組むことが出来た。
				山 屋	・収穫感謝祭を開催した。芋煮、餅つき、カラオケなどで、集落住民交流を深める場所、機会を設けた。	・集落の収穫感謝祭も2回目の実施となり、住民同士の絆が深まった。
				上助漕	・集落イベント(納涼盆踊り大会、運動会後のグランドゴルフ大会)の開催。	・子どもから高齢者までが参加できるイベントを開催し、世代を超えた交流ができた。
				下助漕	・小・中学生が剣舞、獅子舞、笛、太鼓の練習を行い、宵宮(8月31日)に奉納した。笛の購入。	・剣舞、獅子舞を伝承・保存することにより、集落の活性化と子どもたちの健全な成長が図られた。
				志田平	・収穫感謝祭で、防犯落語、親子杵つき餅大会、窯焼き体験、手作りこんにやく・豆腐体験、陶芸作品展を実施した。	・集落住民が一堂に会し、年齢・性別を超えて親睦・交流が図られた。
				七 湊	・収穫感謝祭を開催。ゴミ拾いから始まり、大なべの豚汁、杵つき餅を食し、カラオケ大会を実施した。	・子どもから高齢者までが参加した。秋の収穫に感謝し、地域住民の交流が図られた。
	(2)集落活動支援(事業別支援)					
	①集落活動支援 (事業別支援)	4～3月	全世帯	里本庄	・集落の炭焼き小屋の補修。外壁、屋根の取替え、窯の土留め工、小屋前聖地を行った。 【支援額 340,290円】	・炭焼き窯の保全、炭焼き作業が快適にできるようになり、交流の場として活用するための整備ができた。
				山 屋	・盆踊り用笛の購入。3回の盆踊りに参加。 ・竹灯籠を製作し、神楽の夜神社参道に点灯した。 【支援額 102,000円】	・笛の更新により、盆唄保存会活動の支援ができた。 ・住民が協力して竹灯籠を作成し、集落への愛着が増した。
				上助漕	・地域の茶の間にカラオケセットを購入し、活動の充実を図った。 【支援額 96,000円】	・カラオケ大会を開催し、茶の間参加者の健康増進と親睦が図られた。
				志田平	・子どもからお年寄りまで参加し、「みんなで陶芸教室」を開催した。 【支援額 40,000円】	・集落みんなで一つのことをやることで、顔の見える心の交流が図られた。
3 健康及び 福祉増進	(1)神林地区敬老会					
	①神林地区敬老会	6月16日	69人	・神林地区敬老会に出席した神納東地域の敬老者に対し、お菓子とお酒を提供した。出席敬老者69人(神納東地域)。	・神納東地域で平等な対応となり、敬老者に喜ばれた。	

平成25年度 事業報告書

神納東地域まちづくり協議会

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
4 安全安心	(1)津波避難道整備				
	①津波避難道整備	9月7日	10人	・神納東小学校が津波避難訓練場所になっている山元遺跡の山道を整備した。地域に呼びかけ、ボランティアで実施。	・地域を想う人が力を合わせた取り組みとして充実感が得られた。地域ボランティアを継続していく仕組みが必要。
5 地域コミュニティ振興	(1)神納東地域運動会				
	①神納東ふれあい運動会	10月14日	270人	・6集落が一堂に会し、運動会を開催。子どもから高齢者まで参加しやすく、各集落の交流が図れる運動会を目指し、種目の見直しと追加を行った。	・新しい種目は好評だったが、一部の種目ルールが周知不足で、戸惑った。多くの人が楽しめ、交流できるように、引き続き検討する。
	(2)神納東ピアノコンサート				
	②神納東ピアノコンサート	10月19日 10月20日	延べ 250人	・神納東小学校を会場に、ピアノコンサートを2回開催した。奏者は、山屋集落在住で、新潟県立大学准教授の石井(福原)玲子先生。	・地域の人材に協力いただき、交流事業を開催することで、故郷のすばらしさを再確認し、神納東地域を内外にアピールできた。
6 協議会運営	(1)協議会運営				
	①まちづくり講座の開催	6月23日	61人	・大滝平正村上市長をお招きし、「定住の里づくりの実現に向けて」と題して開催した。	・村上市の現状と将来に向けた課題、まちづくりに対する市長の考えを知る機会となった。
	②まちづくり新聞の発行	4～3月	全世帯	・平成25年度中に5回のまちづくり新聞を発行、神納東地域全世帯に配布した。 ・神納東の取り組みを紹介するパネルを作成し、各集落に掲示した。	・まちづくりや地域の情報を周知することで、まちづくりへの参加意欲が図られた。

平成25年度事業実績

○花いっぱいプロジェクト

4月28日（日）、神納東小学校に植えた花の草取りを行いました。大人から子どもまで、60人以上の参加をいただきました。4月末から1か月くらい、赤と白の芝桜がキレイに咲きました。その後、遅れてマツバギクも咲きました。

また、上助渚と下助渚の老人クラブにご協力をいただき、草取りを実施しました。



また、新たに「花いっぱいサポーター」に取り組み、上助渚ふれあい茶の間の皆さんが上助渚コミュニティセンターに花を植えました。

今年度の申請は1件に留まり、課題が残りました。



◎サポーターの皆さんにお願いすること

- 1 場所（公共用地等）と花の種類を考えてください。
- 2 花がきれいに咲くように管理してください。
- 3 花の種苗、道具などに掛かった経費を教えてください。
- 4 辞めなくなったら、連絡してください。

○まちづくり協議会で支援すること

- 1 公共用地等の使用について、交渉します。
- 2 花の種苗、道具などの購入費を支援します。
- 3 若干ですが、謝礼をお支払いします。



連絡先： 神納東地域まちづくり協議会 事務局
村上市神納支所地蔵堂裏自治会事務所
電話 024-68-8122 担当 夏

○神林地区敬老会

6月15日（土）、パルパーク神林で開催
されました。昭和14年4月1日までに生ま
れた75歳以上の方が対象でした。

神林地区で５２１人が出席、うち神納東地域は６９人の敬老者が出席しました。今年から机、椅子での式典となりました。膝や腰の負担が減って、ゆっくり楽しめました。



○神納東まちづくり講座

6月23日（日）、村上市長の大滝平正様をお招きし、「定住の里づくりの実現に向けて」と題してご講演いただきました。

大滝市長は、「これからは、皆さんが地域を把握し、考え、行政と一体となって取り組むことにより、地域を活性化できる。」と話されました。



平成25年度 神納東

まちづくり講座

6/23

日

午後2時30分～

上助瀨コミュニティセンター

『定住の里づくり』の実現に向けて

～村上市の将来像と市民協働のまちづくりに期待すること～

大瀧市長さんの話を直接お聞きできる機会です。
故郷、神納東について考えてみませんか？

・講師 村上市長 大瀧 平正 様

・対象 神納東地域の皆さん

・申し込み 下記の申込書に必要事項を記入し、

6月12日までに、区長さんへ申し込んでください。

※お持ち帰りください。

神納東まちづくり講座 申込書

6月23日の神納東まちづくり講座に出席します。

どちらかに○を記入してください。

お名前		懇談会に	出席します・出席しません
お名前		懇談会に	出席します・出席しません

○津波避難道整備ボランティア

9月7日（土）、神納東小学校の津波避難道を整備しました。ボランティアの皆さんによる作業です。

地域を想う1人1人の力を合わせることで、こんなに立派な避難道ができました。

10月23日に行われた東小の避難訓練は、怪我も無く、安全に行われました。



神納東小学校 津波避難道整備

ボランティア募集

実施日時：平成25年9月7日（土）午前9時から

集合場所：神納東小学校グラウンド

事前申込：傷害保険に加入しますので、9月5日（木）までに
神林支所地域振興課（☎66-6122）へ
申し込みをお願いします。

神納東小学校では、学校の山元通廊を津波避難場所として、訓練していますが、落ち葉や雑草のため滑りやすく、ケガの心配があります。
地域の力で、津波避難道を整備し、子ども達を守る取り組みです。
皆さまのご協力をお願いします。

作業内容は、落ち葉払い、草刈、階段づくりです。道具（斧、鋸、手鋸）をお持ちの方は、持参してください。道具の無い方は、ご遠慮ください。作業中はヘルメットを必ず着用してください。
高圧電線は、事前に確認された方以外は使用禁止とさせていただきます。

○神納東ふれあい運動会

10月14日（体育の日）、快晴の中、朝9時半からふれあい運動会を行いました。約270人に参加していただきました。

今年は、集落対抗の種目を見直しました。新たに、水入れリレー、借り物リレー、ピンポン玉リレー、二人三脚リレーが加わりました。新しい種目に戸惑ったところもありましたが、概ね好評でした。



○神納東ピアノコンサート

10月19日(土)、神納東小学校を会場に、地域交流事業のピアノコンサートを開催しました。奏者は、山屋集落在住で、新潟県立大学准教授の石井(福原)玲子先生です。

20日には、神納東小学校の文化祭に合わせ、2回目の演奏をお願いしました。子供たちも本格的なピアノ演奏を聴く貴重な経験となりました。



会場 神納東小学校 体育館
開場 17:15~

観入場無料 コンサートは約1時間です。
神納東地域以外の方も観覧できます。

主催：神納東地域まちづくり協議会

～ 曲目 ～
ノクターン第2番 夜中低調 作品9-2 -ショパ-
子犬のワルツ -ショパ-
トルコ行進曲 -モーツァルト-
幻想曲 さくらさくら -ワグネル-
ノクターン第20番 嬰ハ短調 (遺作) -ショパ-
進化論の囁きの歌 -ラヴェル-
「あまちゃん」テーマソング -スズキ-
ジブリメドレー -久石 譲-

○集落活動支援

里本庄集落（事業別支援）

昨年から炭焼き技術の継承に取り組んでいる里本庄集落。集落にある炭焼き小屋は痛みがひどくなっていました。このたび、まちづくり協議会の支援で補修することができました。これから炭焼き小屋を交流拠点として活動の輪を広げていきたいと思っています。



山屋集落（事業別支援）

山屋盆唄保存会は、年に3度の出番があります。さつき園、やまの里とやまゆり荘、そして集落の盆踊りに参加します。今年は、盆踊り用の笛を新たに揃えました。子ども達も笛の練習に力が入ります。

神楽では、集落のみんなで竹灯籠を作り、参道を飾りました。集落の活性化のために、みんなで力を合わせ、幻想的な神楽となりました。



上助淵集落（事業別支援）

平成24年6月に、「上助淵ふれあい茶の間」を立ち上げました。誰でも参加できる茶の間として活動しています。健康教室や講習会を実施してきましたが、新たにカラオケセットを整備し、参加者で楽しく利用しています。より多くの人が茶の間に参加してほしいと思います。

カラオケセットは、集落行事でも活用していきます。



志田平集落（事業別支援）

10月14日、ふれあい運動会終了後、「みんなで陶芸教室」を開催しました。性別、年齢を問わず、みんなで一つのことをやることにより、集落内の絆が深まりました。作品は、11月の収穫感謝祭で披露し、個性あふれる作品を眺めながら、顔の見える心の交流となりました。



・里本庄集落（定額支援）

炭焼き技術を継承するため、技術研修を行った。炭焼きの材料費。

・山屋集落（定額支援）

収穫感謝祭を開催し、子どもから高齢者まで参加し、集落内の交流を深めた。芋煮、餅つき、カラオケ大会。

・上助淵集落（定額支援）

集落イベントの参加者が固定化してきているので、若者から高齢者が大勢参加できる内容に見直し、実施した。運動会後の集落イベント（グラウンドゴルフ）経費。また、集落の各種団体が集まり、まちづくり会議を開催した。

・下助淵集落（定額支援）

集落の伝承芸能（剣舞、獅子舞）を通じて、子ども達の健全な成長を願うとともに、集落の活性化を図る。横笛の購入。

・志田平集落（定額支援）

子どもからお年寄りまで参加できる収穫感謝祭を開催し、集落内の親睦・交流を図った。防犯落語、餅つき体験、作品展等。

・七湊集落（定額支援）

集落の収穫感謝祭を開催し、子どもからお年寄りまで参加できる交流の場をつくった。集落清掃、カラオケ、餅つき、大鍋等。

平成25年度 収 支 決 算 書

神納東地域まちづくり協議会

収 入

(単位:円)

区 分	当初予算額	補正額	補正後予算額 ①	決算額 ②	差引額 ②－①	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,298,000	0	1,298,000	1,298,000	0	村上市交付金
2 繰越金	255,174	0	255,174	255,174	0	繰越金
3 諸収入	826	0	826	93	△ 733	利子等
合 計	1,554,000	0	1,554,000	1,553,267	△ 733	

支 出

(単位:円)

区 分	事 業	当初予算額	流用額	流用後予算額 ①	決算額 ②	差引額 ①－②	説 明
1	環境保全及び改善経費	200,000	△ 80,000	120,000	95,361	24,639	
	1 花いっぱいプロジェクト	200,000	△ 80,000	120,000	95,361	24,639	神納東小学校
2	ふるさと活動支援経費	760,000	0	760,000	758,290	1,710	
	1 集落活動支援(定額支援)	180,000	0	180,000	180,000	0	6集落×30,000円
	2 集落活動支援(事業別支援)	580,000	0	580,000	578,290	1,710	里本庄、上助渚、山屋、志田平
3	健康及び福祉増進経費	50,000	0	50,000	46,830	3,170	
	1 神林地区敬老会	50,000	0	50,000	46,830	3,170	出席敬老者への祝い品
4	安全安心経費	30,000	0	30,000	24,751	5,249	
	1 津波避難道整備	30,000	0	30,000	24,751	5,249	神納東小学校
5	地域コミュニティ振興経費	190,000	90,000	280,000	273,806	6,194	
	1 神納東地域運動会	150,000	0	150,000	144,297	5,703	
	2 神納東地域交流事業	40,000	90,000	130,000	129,509	491	ピアノコンサート
6	協議会運営経費	312,000	2,000	314,000	293,019	20,981	
	1 運営委員報償費	180,000	0	180,000	180,000	0	運営委員12名×15,000円
	2 役員報償費	15,000	0	15,000	15,000	0	会 長 10,000円、副会長 5,000円
	3 費用弁償	20,000	0	20,000	4,000	16,000	監査委員2人×2,000円
	4 会議費	12,000	0	12,000	10,380	1,620	
	5 研修費	30,000	0	30,000	26,650	3,350	まちづくり講座
	6 運営事務費	55,000	2,000	57,000	56,989	11	まちづくり新聞印刷費、振込手数料
7	予備費	12,000	△ 12,000	0	0	0	
	合 計	1,554,000	0	1,554,000	1,492,057	61,943	

収入合計 1,553,267円 － 支出合計 1,492,057円 ＝ 61,210円(翌年度へ繰り越し)

監査報告書

神納東地域まちづくり協議会の平成25年度事業報告書および収支決算書について、通帳、出納簿並びに関係書類を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

平成26年 4月 2日

監事

高橋 賢一



監事

内山 秋善



第 2 号議案

会長及び副会長の承認について

神納東地域まちづくり協議会の会長及び副会長の選出について、次のとおり承認を求めます。

平成 2 6 年 4 月 1 5 日提出

平成 2 6 年 4 月 1 5 日承認

役 職	氏 名	備 考
会 長	八藤後 敬一	上助湧
副会長	天井 貞夫	七 湊

(敬称略)

第3号議案

監事の選出について

神納東地域まちづくり協議会の監事について、次のとおり選出する。

平成26年 4月15日選出

役 職	氏 名	備 考
監 事	内山 秋善	志田平
監 事	天井 丈	七 湊

第 4 号議案

平成 2 6 年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認について

平成 2 6 年度の事業計画書及び収支予算書について、別紙案により承認を求めます。

平成 2 6 年 4 月 1 5 日提出

平成 2 6 年 4 月 1 5 日承認

平成26年度 事業計画書

神納東地域まちづくり協議会

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考		
1 環境保全及び改善	(1)花いっぱいプロジェクト						
	①花いっぱいプロジェクトの推進	4～3月	全世帯	・平成24年度に神納東小学校に植えた花の管理。 ・神納東地域の団体、個人が公共用地等に花を植え、管理する場合に管理費を含む必要経費を支援する。	重点実施		
2 ふるさと活動支援	(1)集落活動支援(定額支援)						
	①集落活動支援(定額支援)	4～3月	全世帯	里本庄	・ピザ窯造り。集落イベントで手作りピザ。 ・地域の茶の間(里和会)で使用するナベ等の購入	・上限額を設定し、集落が取り組む事業を支援する。 (1集落上限額30,000円)	
				山 屋	・納涼盆踊り大会の経費 ・毎年、集落、さつき園、やまゆり荘の3回出演。		
				上助測	・集落イベント(観桜会、納涼盆踊り大会、グラウンドゴルフ)の経費。地域まちづくり懇談会(ワークショップ)も計画。		
				下助測	・神楽(剣舞・獅子舞)で使用する法被、袴、浴衣、襷、ハチマキ、紅白幕等のクリーニング代。		
				志田平	・子供からお年寄りまで参加できる収穫感謝祭を開催し、集落内の親睦・交流を図る。防犯落語、手作り料理、作品展等。		
				七 湊	・集落の収穫感謝祭を開催し、子供からお年寄りまで参加できる交流の場をつくる。集落清掃、カラオケ、餅つき、大鍋等。		
	(2)集落活動支援(事業別支援)						
	①集落活動支援(事業別支援)	4～3月	全世帯	里本庄	・集落で話し合いを進める。	支援額	・手上げ方式で募集した集落事業を支援する。支援額は、協議会の話し合いで決定する。 (予算の範囲内とし、上限額は設定しない)
				山 屋	・竹灯籠飾りと収穫感謝祭。竹灯籠飾りは、他集落からも参加できるように実施する。	56,000円	
				上助測	・上助測ふれあい茶の間や運動会後の集落イベントで使用するグラウンドゴルフ用具の整備。	56,000円	
				下助測	・神楽(剣舞・獅子舞)で使用している提灯の張り替えと篠笛の更新。	126,000円	
				志田平	・「陶芸教室」を開催し、陶芸作品を製作する。収穫感謝祭に展示して、集落住民の交流を図る。	26,000円	
				七 湊	・収穫感謝祭を屋外で開催。使用するテーブル、椅子等を整備し、地域住民がふれあう機会をつくる。	186,000円	
3 健康及び福祉増進	(1)神林地区敬老会						
	①神林地区敬老会	6月21日(土)	全世帯	・神林地区敬老会に出席した敬老者にお祝い品を贈呈する。			
4 安全安心	(1)津波避難道整備						
	①津波避難道整備	9月	全世帯	・ボランティアを募集する。 ・神納東小学校が津波の避難訓練を実施している山元遺跡の山道整備。			
5 地域コミュニティ振興	(1)神納東ふれあい運動会						
	①神納東ふれあい運動会	10月13日(祝)	全世帯	・地域交流の場として、神納東ふれあい運動会を開催する。			
	(2)神納東地域交流事業						
	①神納東地域交流事業	未定	全世帯	・地域の特性を活かし、地域住民の交流を図る。			
6 協議会運営	(5)協議会運営						
	①まちづくり講座	未定	全世帯	・まちづくり講座を開催し、まちづくりに対する理解と意識向上を図る。			
	②評議委員会の開催	6～8月	評議委員	・まちづくりの方向性を検討するため、評議委員会を開催する。	【新規】		
	③まちづくり新聞発行	4～3月	全世帯	・まちづくり新聞を発行し、まちづくりの情報を公開するとともに、参加意欲を高める。 【神林地区合同広報3回、神納東まちづくり新聞2回、パネル1回】			

平成26年度 収 支 予 算 書

神納東地域まちづくり協議会

収 入

(単位:円)

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,309,000	1,298,000	11,000	
2 繰越金	61,210	255,174	△ 193,964	繰越金
3 諸収入	790	826	△ 36	利子等
合 計	1,371,000	1,554,000	△ 183,000	

支 出

(単位:円)

区 分	事 業	本年度	前年度	比 較	説 明
1	環境保全及び改善経費	100,000	200,000	△ 100,000	
	1 花いっぱいプロジェクト	100,000	200,000	△ 100,000	
2	ふるさと活動支援経費	630,000	760,000	△ 130,000	
	1 集落活動支援(定額支援)	180,000	180,000	0	6集落×30,000円
	2 集落活動支援(事業別支援)	450,000	580,000	△ 130,000	
3	健康及び福祉増進経費	50,000	50,000	0	
	1 神林地区敬老会	50,000	50,000	0	
4	安全安心経費	20,000	30,000	△ 10,000	
	1 津波避難道整備	20,000	30,000	△ 10,000	神納東小学校
5	地域コミュニティ振興経費	200,000	190,000	10,000	
	1 神納東ふれあい運動会	150,000	150,000	0	
	2 神納東地域交流事業	50,000	40,000	10,000	
6	協議会運営経費	337,000	312,000	25,000	
	1 運営委員報償費	180,000	180,000	0	運営委員12名×15,000円
	2 役員報償費	15,000	15,000	0	会 長 10,000円 副会長 5,000円
	3 費用弁償	20,000	20,000	0	
	4 会議費	12,000	12,000	0	お茶代等
	5 研修費	30,000	30,000	0	まちづくり講座
	6 運営事務費	80,000	55,000	25,000	事務費、広報経費等
7	予備費	34,000	12,000	22,000	
合 計		1,371,000	1,554,000	△ 183,000	

※予算に定められた各区分の金額に過不足が生じた場合は、運営委員会の承認により、他の区分に流用することができることとする。

1. まちづくりの基本理念、将来像

基本理念

心やさしく安全に暮らせる神納東
～ 笑顔があふれる集落・地域を目指して ～

＜目指すべき地域の将来像＞

- ・生活の安定と利便性を維持し、いつまでも家族一緒に暮らせる集落・地域
- ・豊かな自然環境を守り、人と自然がふれあうことができる集落・地域
- ・みんなで話し合い、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる集落・地域

2. 地域の特色、課題

神納東地域は、旧神林村の北部に位置し、旧村上市に接する農村地帯である。南北に、J R羽越本線、日本海東北自動車道（村上瀬波温泉IC）と国道7号が縦断し、東からは国道290号が接続する交通の要衝であり、交通量が多い地域となっている。土地のほとんどが田と山林によって占められており、米作主体の農業が中心だったが、近年は交通の便利さから、国道7号線沿いを中心に事業所や店舗、ショッピングセンター等が進出してきている。

当地域の居住人口は、約400世帯、1,400人程度である。6つの集落により構成されており、各集落がコミュニティの中心として活動している。また、神納東小学校を中心とした地域コミュニティがあり、6集落の交流の場となっている。

自然に恵まれ、集落を中心とした人付き合いを通し、安全安心な暮らしがある。交通・買い物の便にも恵まれており、近年では他地域からの転入も見られる。しかし、少子高齢化や働き場所の減少とともに、居住人口は減少傾向であり、高齢者世帯が増加している。就業形態、趣味・趣向の多様化や子どもの減少による地域活動等の停滞、近所付き合いの希薄化が懸念される一方、交通網の拡充に伴う事故や犯罪の増加に対する不安も高まっている。

現在の安全安心な暮らしを守り、魅力あふれる元気なまちづくりを推進するためには、地域の力が不可欠であり、住民と行政が一体となって取り組むことが求められている。

5. 事業評価と計画の見直し(平成26年度中)

評議委員会	・事業の評価 ・協議会への助言
運営委員会	・事業計画の立案 ・事業計画の見直し

3. 事業実施の基本方針と具体的な取り組みの方向性

4つの基本方針

1 地域の景観を整備することにより、快適な生活空間をつくれます。

2 集落内の人と人とのつながりを深め、安全安心な生活を守ります。

3 世代間の交流を進め、助け合いの気持ちを育みます。

4 小学校区単位での活動を支援し、集落を越えた交流の場をつくれます。

具体的な取り組みの方向性

・身近な所に花や緑を植えることによる快適な生活空間の創出
・ゴミの不法投棄の抑止効果による生活環境悪化の防止
・多くの人が行き交う場所の景観美化による地域PR
・住民参加による地域内交流の促進と花や緑に対する意識醸成

・住民同士の交流促進による防犯、防災機能の強化
・住民自ら集落内の課題解決を図る取り組み
・郷土に対する理解と愛着を深めることによる伝統行事の活性化

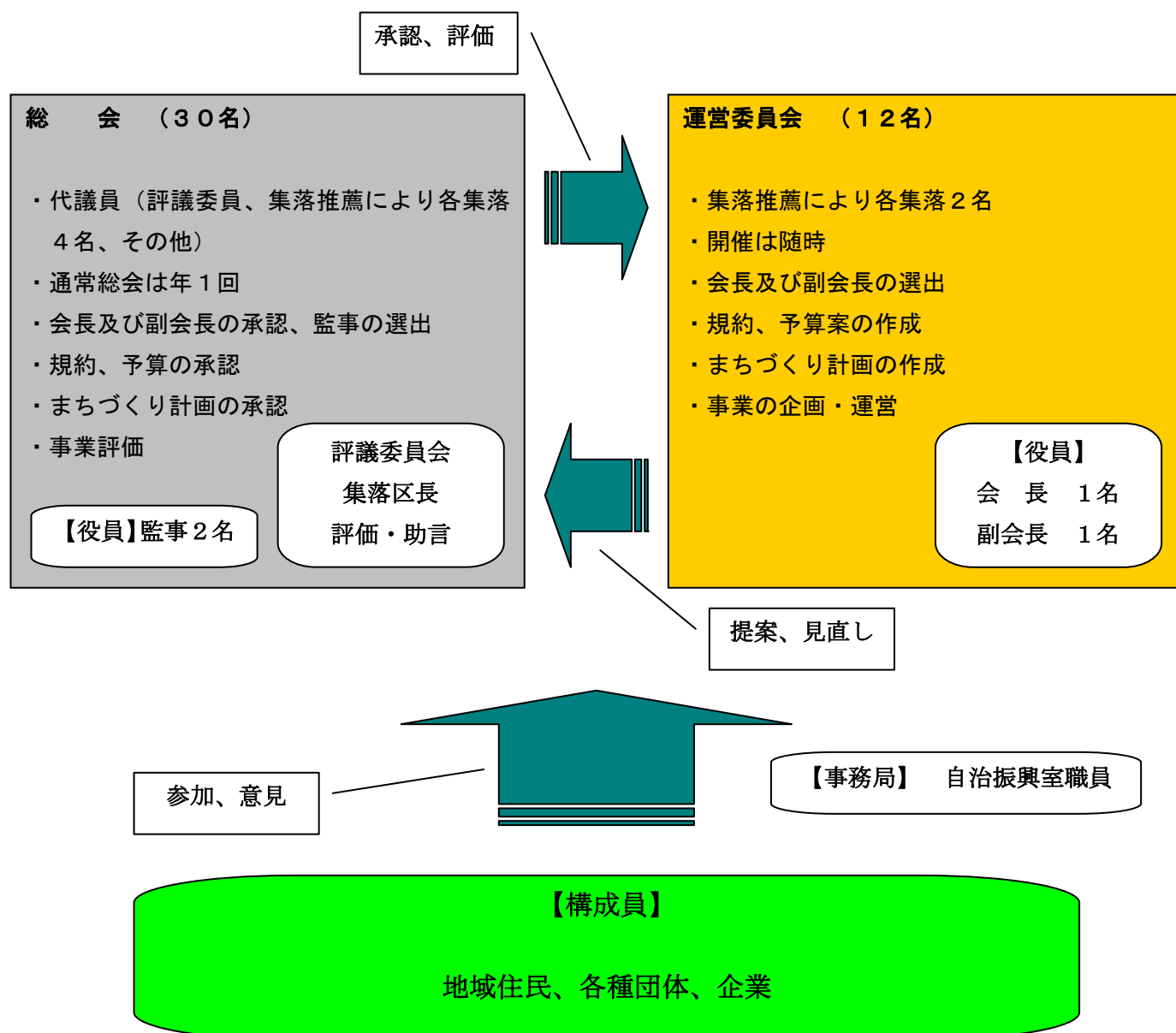
・世代間の相互理解による互惠関係の構築
・集落内、地域内での相互扶助の意識醸成
・世代間の交流促進による地域活動の活発化

・生活を豊かにするレクリエーションの場の創出
・地域内集落の協力関係の構築
・地域の将来を担う人材の育成と仲間づくり

4. 事業計画年度

事業項目	実施年度			備考
	24	25	26	
1 地域の景観を整備することにより、快適な生活空間をつくれます。	花いっぱいプロジェクトの推進			重点実施
2 集落内の人と人とのつながりを深め、安全安心な生活を守ります。	集落活動への支援			
3 世代間の交流を進め、助け合いの気持ちを育みます。	神林地区敬老会の開催			
4 小学校区単位での活動を支援し、集落を越えた交流の場をつくれます。	地域運動会の開催			

神納東地域まちづくり協議会 組織図



神納東地域まちづくり協議会規約

平成24年 3月14日制定

(名称)

第1条 本会は、神納東地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、村上市神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前56番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域に暮らす住民自らが、地域の特性を話し合い、創意と工夫を活かし、協力して活動することにより、活気と魅力あふれる住みよいまちづくりを実践し、将来にわたって推進していくことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、神納東地域に居住する人及び神納東地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納東地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、運営委員において互選し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員を除く構成員の中から総会において選出する。

4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 5 監事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(運営委員)

第8条 運営委員は、神納東地域の居住者で、別表1の基準により各集落から選出する。

- 2 運営委員は、運営委員会において、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。
- 3 運営委員は、総会に出席し、総会に付議した事項及び本会の運営について説明しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(評議委員)

第9条 評議委員は、神納東地域を構成する集落区長とする。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

- 2 評議委員は評議委員会において、本会の運営に係る評価、助言を行うものとする。
- 3 評議委員の任期は、集落区長の任期とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次により選出する。

- (1) 評議委員
 - (2) 神納東地域の居住者で、別表2の基準により集落の推薦を受けた者
 - (3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の推薦を受けた者
- 2 代議員は総会において、運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。
 - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 評議委員会

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。

5 総会は、委任状による代理出席を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、第19条に規定する場合を除き、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長及び副会長の承認に関すること。
- (4) 監事の選出に関すること。
- (5) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (6) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状による代理出席者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

2 評議委員会は、本会の運営に係る評価、助言を行う。

3 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。

4 評議委員会の議長は、出席した評議委員の中から選出する。

(事務局)

第 16 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局員を置く。

3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 17 条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができる。

(監査)

第 18 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の改正)

第 19 条 この規約は、総会において出席した代議員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ改正することができない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。

別表 1 運営委員の選出基準（第 8 条第 1 項関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	2 名
山 屋		2 名
上助渕		2 名
下助渕		2 名
志田平		2 名
七 湊		2 名

別表 2 集落の推薦による代議員の選出基準（第 10 条第 1 項第 2 号関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	4 名
山 屋		4 名
上助渕		4 名
下助渕		4 名
志田平		4 名
七 湊		4 名

※但し、推薦にあたっては、年齢、性別などに配慮するものとする。